岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月26日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第54号

岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成５年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（届出を要する行為等） 第６条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項各号に掲げる行為に係る法第16条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第７項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 ５　［略］ （届出を要しない行為） 第９条　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（４）　［略］ ２　［略］	（届出を要する行為等） 第６条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項各号に掲げる行為に係る法第16条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第８項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 ５　［略］ （届出を要しない行為） 第９条　法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（４）　［略］ ２　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。